

旅順・大連回収期における天津の日貨排斥運動 ——天津商会を中心に

南開大学/天津外国語大学
王 耀振

はじめに

20世紀前半の中国では、「外貨排斥」という救国形態が登場した。その中に於いて、日本の商品に対する排斥運動が際立っていたものである。1908年の「第二辰丸」密輸事件が発端となる日貨排斥運動が皮切りに、以後の日中関係の重要時期に重なったかのように日貨排斥運動が九回も繰り返されていた。1923年は帝政ロシアが最初に旅順・大連を租借してから25年目にあたり、租借終了の年である。日本の租借をその継続・延長とみて、二十一個条要求を認めず、合わせて回収しようとする動きは早くからあった。今回の日貨排斥運動は上海から始まり、漸次全国に広がっていった。近代中国の歴史における重要な都市としての天津にも運動が展開されていた。1923年の運動をめぐっては、既に幾つかの研究がなされているが、その多くは全国レベルにしており、一地方に焦点を当てた研究がまだ少ない。そこで、本稿は天津商会という角度から、1923年旅順・大連回収期における日貨排斥運動の「天津地方史」の考察を試みた。華北地域において最も規模が大きい商業団体として、天津商会は此度日貨排斥運動の「市民大会」から排斥方法の制定まで、更に運動の展開において重要な役割を果たされていた。天津商会を角度とした研究を通じ、1923年旅順・大連回収期の日貨排斥運動のより深い認識に繋がるのであろう。

I 対応を先導されていた天津商会

1915年日本に「二十一個条要求」を押し付けられた時点より、その廃止要求をめぐって日中間では延々と交渉が続いていた。しかし、中国の国力の弱さによる外交力の欠如のため、失敗の繰り返しとなった。この現実に対し、中国国民が自ら「二十一個条要求」撤廃を主目的とした1915年・1919年二回もの日貨排斥運動を起こしていた。1923年になると、1月に北京の衆議院では期限満了となる旅大回収建議案が通過された。政府もこれに関し、特別外交委員会を組織し、3月10日「該条約は中国政府が圧迫されたため止むを得ず忍んで最後通牒中の各条件をうけたものである。北京政府は当時にも声明文を出しており、パリ講和会議やワシントン会議の際に、条約の廃止を要求した。殊にこれが実に日中親善の最大障害であり、極東並びに世界平和に極めて有害なること」といった内容の照会文を日本政府に渡した。

しかし、日本政府が、旅大のみならず、ひいては満鉄・安奉両鉄道などの回収、並びにその背後にある膨大な利権の絡むこの要求を認めるはずがなかった。3月14日付回答文には、交換公文が両国全権によって調印され、合法的であること、すべて条約は双務的なもので、一国が勝手に廃棄することは国際通念に反し、承認できないこと、旅大問題は既定の事実で応答の必要を認めないことなどが弁明されている。日本政府のこうした回答がそもそも敵対感情が燃えていた中国国民の抵抗運動をエスカレートさせ、「二十一個条撤回」・「旅大回収」というスローガンを掲げた五回目となった日貨排斥運動が全国に広がっていた。今回の運動は南においては、上海が最も熾烈となっていたのに対し、北においては天津が突出した存在であった。

3月14日、「挙力力争・矢志回収（旅大）」、「一致進行、民気鼓吹、以壯我政府声援」といったハルピン商会からの電文が天津商会のところに届いた^[1]。天津商会はこの電

[1] 『大公報』（天津），1923年3月15日

文の趣旨に賛同し、天津団体代表会によって組織されていた各活動に積極的に参加した。21日になると、団体代表会が(1)各商店が「二十一個条撤廃・旅大回収」を書いた白旗を店頭に掲揚(2)本月26日、南開学校にて市民大会開催。といった内容の決議をした。団体代表会から市民への呼びかけ役目を依頼された天津商会はすぐに動き始めた^[1]。

天津商会及び団体代表会の動員により、天津各界二十万余りが参加した市民大会が26日に南開学校で催された。市民大会開催後、日貨排斥の計画が練り始められることになった。団体代表会が27日「貴会は天津商業を全うする重要な機関であり、日貨排斥につき、弊会はご指示を仰いでいる」との手紙を天津商会に宛てた^[2]。しかし、当時の天津商会は内部事務に奔走していたため、すぐに返事できなかつたことから、団体代表会が29日の方卓陳・劉雁賓・朱述堯代表三名を天津商会に直接に送り、日貨排斥問題について相談してきた。代表三名の訴えに対し、天津商会会長卞月庭が「商会会董・行董会議を4月3日に開き、この件を討議する」と即座に決めた^[3]。同日、団体代表会が各商店に対し「本宣言発表の日を日貨購買の最後の期限とし、これ以降の購買は違反行為と見做す」^[4]といった宣言書を出したが、天津『大公報』が「市民が連日でデモなり、講演会なり、市民大会なりと行って居るが、問題の根本は日貨排斥にあり、日貨排斥こそ敵を痛めつけることができる。だが、日貨排斥が行われるか否かは天津商会の会議決定にかかるのであろう」^[5]と指摘しているように、天津商業界で極めて重要な指導的立場にある商会の行動がまだないことから、この宣言書の拘束力は極めて弱いと見られている。

以上を見てきたように、最初の段階ではハルピン商会に呼掛けられたり、団体代表会に先導されたりして、日貨排斥運動に対する天津商会の反応が敏感とは言えず、むしろ遅れていたと言ってよい。

II 日貨排斥運動の開始と展開

4月3～4日、天津商会は会董・行董会議を開き、日貨排斥運動をめぐって議論した。3日の会議では、商会会長がまず冒頭で「中国は武力を以って抵抗することができない目下に於いて、我らにできるのは経済絶交のみ、この責任は吾輩商民にほかあるまい」と述べたのに続き、団体代表会代表時子周も熱弁し「目下、政府による外交交渉の成敗は国民次第である。国民にして出来得ることは劣貨拒否であり、商人が日貨売買を止める以上、経済絶交の目的が達成できるのであろう」と呼びかけた。会議の最後に(1)政府国会に通電し、二十一個条撤廃の要求を促す。(2)日本政府に電文を発し、中日親善の真義を問い、中国政府による二十一個条要求撤廃の承認を促す(3)全国各地商会に一致して行動を取るよう通電を発する(4)日貨排斥にあたって、脅迫手段を禁ずるといった内容の決議を下された^[6]。同日、天津商会は各業界公会に対し、「それぞれ代表を決め、毎日本会と連絡を取り、目的達成のため、民心鼓舞のために努めるべき」^[7]と求めてたほか、全国各省の各商会に「日本との経済絶交を公言し、日貨排斥を行う」と宣言し、「一致たる行動をとるよう」と呼びかけた^[8]。

4日に行われた全体会議において、「民意の順応、輿情の体察、厳正な交渉、二十一個

[1] 天津市档案馆等編集、『天津商会档案彙編』第四冊，天津人民出版社，1992，P4875

[2] 同上

[3] 『大公報』（天津），1923年3月15日

[4] 同^[1]，P4876 - 4877

[5] 同^[3]，1923年4月4日

[6] 『申報』，1923年4月7日

[7] 同^[1]，1992，P4877

[8] 同^[1]，P4878

条廃止、旅大回収を以って、国権維持を図るよう」という政府に対する要請文が決定された^[1]。尚、旅大に対する日本の侵略行為に抗議するため、商会在天津日本商業會議所に直接手紙を送り、「公約の保持と平和の維持がされるべく、貴国政府に旅大の返還、二十一個条要求無効の宣言を促してほしい」と求めた。これに対し、天津日本商業會議所が「これは我が国の国策に関わることであり、一商業団体が容喙する事ではあるまい。政府に要請する事は到底できず、遺憾に存する」との意思を表明した^[2]。天津商会在日本商業會議所の対応にごまかしとみて、憤慨を覚えていたようであり、会董楊曉林が「日本商業會議所の回答に接し、日本商人が自国政府に対する声援熱意の高さが窺えた。吾人もまた我政府を必ず擁護し、外交交渉に声援し、我商人の人格を保つべき」と述べた節があった^[3]。5日、天津商会在日本政府に通電し、日本の中国に対する「領土攫取・主権侵害」の事実を痛烈に批判し、「貴国政府が正誼を念じ、公法保持し、旅大返還・二十一個条無効の宣言」と建議した^[4]。

日貨排斥運動の前進を推し進めようと、天津商会在商會直属の各同業会に日貨排斥の具体的方法を考えるよう督促した。この督促により、海貨同業公会、祥号公会、綿糸綿布商同業公会などが相次いで日貨排斥の方法を決め、日貨排斥に対する確固たる態度を明確に示した^[5]。9日までに、「自覚的に（排斥方法）を報告してきたのは二十余行有り、国民の熱意そのものが感ぜられた」とのことで、同日に天津商会在これらの方法を取り纏めて天津各業商に通告した。また、「各業はこれを遵守し、外交交渉の勝利を勝ち取ろう」と強く約束させていた。では、具体的な排斥方法は(1)日貨扱いのある各行商は在庫の日貨を棚卸し、その数量を本業公会と本会に報告(2)新たに契約・購入することを禁ずる(3)上記(1)の商品を忠実に申告すれば、その販売は許可する。(4)販売時にその販売証明を公会に提出し、闇販売を防止する^[6]。上記排斥方法からは、条文化・具体化していることが分る。しかし、この方法があくまでも各業商の利益に損害を出さないことに基づいており、所謂「奸商」に対する罰則に欠けているため、奸商による不正利用に隙が存在していた。

日貨排斥運動の気運を更に高めようと、商会在天津商業界大デモも計画していた。10日、天津商会在商民10万余りを集め、示威運動を展開した。これと同時に直隸省公署に請願書を宛て、省長に「この存亡に関わる事態に、輿情に目を向け、大総統及び國務院・外交部に旅大回収・二十一個条無効宣言するよう働きかけて貰いたい」と要請した^[7]。請願書を受け取った当時の直隸省長王承斌が即座に「これは中国の存亡に関わる問題であり、中国人ならだれでも立向かわなければならぬ。国権国土の回復、子孫後世の幸福にも繋がる大問題である。旅大の回収に対する気持ちは諸君よりもなお一層強く、皆さんの行動に極めて同情しており、速やかに政府に打電するつもりである」と返答した^[8]。商会在起こしたこの示威運動は天津商民の日貨排斥に対する士気を大きく高め、政府強硬外交に支持する姿勢を鮮明に示した。

天津商会的努力によって、天津では多くの商売者が実際の行動を取り始めた。例えば、徳成号が商会在手紙を宛て、「弊号は民国の一分子であり、貴会の提唱に追随すべく、数日前にも既に大阪にある支店に日貨購入の停止を打電した」^[9]；崇慶号が「同胞たちの愛

[1] 『大公報』（天津），1923年4月5日

[2] 天津市档案馆等編集、『天津商會档案彙編』第四冊，天津人民出版社，1992，¹P4879

[3] 同^[1]，1923年4月10日

[4] 同^[1]，1923年4月6日

[5] 同^[2]P4910 - 4911

[6] 同^[2]P4883

[7] 同^[2]P4882，4884

[8] 同^[1]，1923年4月11日

[9] 同^[1]，1923年4月12日

国救国熱意に共鳴を覚え、一致して行動するに決意。即日日本支店を止める」と表明した^[1]；北海増聚東洋貨舗オーナーの楊月亭が「現存日貨を廉価で処理し、残りを焼却に付す」と宣言した^[2]。このような商店の行動は愛国的行動と見做され、一時称賛の浴びる対象となり、日貨排斥が大いに盛り上がっていた。

Ⅲ 日貨排斥運動を阻むものとその終息

1923年天津で発生した日貨排斥運動は天津商会のリーダーシップの下で大々的に行われ、商売者及び一般庶民まで巻き込んで大きな流れを作っていたが、それを阻もうとする勢力も強かったことも指摘しておきたい。そこには奸商の攪乱、日本からの圧力、または北洋政府の運動に対する方針の転換がある。

1. 奸商の攪乱

日貨排斥が展開されている中に於いて、少数とはいえ、消極的な態度と攪乱行為をした者が終始あったと言ってよい。4月初めころ商会が各同業公会に排斥方法を求めた際に、提出を延ばしたり拒んだりする商店もあった。当時の新聞が「一部の商人が口と心が裏腹で、観望する態度を取っている」と指摘している^[3]。更に、運動を攪乱・破壊し、そこから儲けようとする者もいた。「宮南北六吉里大豊通棧」「宮北敦昌・新茂・永孚三家（商号）」が日本札を売買しまくって暴利を得ていた^[4]。祥進号洋布荘が「東洋綿布相場が上るのを見て、上海から八十梱買入」とも報道されていた^[5]。また、一部の商店では日貨を国貨と偽って販売を続けるのも見られており、例えば「北門西新民里振信商行が売っている文房具は皆国貨と偽った日貨である」と報道されていた^[6]。

以上を見てきたように、奸商が日本札や日貨の売買などをして日貨排斥運動に邪魔していたのである。その理由としては、前述にも触れていたが、商会や同業公会内部の結束力が弱いことが挙げられる。商会が制定した日貨排斥の具体的方法には違反者に対する罰則がなく、商人の自覚性に任せていたといっている。そして、一部の同業公会が面子のことを考え、違反者を庇おうとまでしていた。当時の『益世報』によると、「綿糸綿布同業が違反者に罰金を課すと言いながら、存聚興・義慶和・蔚性和など排斥法則に違反した十数店に対し、実際には処罰をしなかった。」ことが報道されていた^[7]。更に、同業公会を離脱すると宣言した商店もあった。以上で分かるように、奸商の存在が日貨排斥運動が次第に衰えていった原因の一つであると言える。

2. 日本からの圧力

当時の天津は中国における重要な港湾都市であり、対日貿易では華北のトップにあった。天津での日貨排斥は華北・東北・西北部における日本の経済利益に直接ダメージを与えた。そのため、日本が今回の運動に一早く反応を示した。4月下旬、天津総領事吉田茂が直隸交渉員祝惺元に手紙を宛て、日貨排斥に対する取締を要求した^[8]。だが、その段階の北京政府は運動にある程度支持的な態度を取っていたため、祝はすぐに返答しなかったため、吉田が直接省長王承斌に手紙を宛て、再度取締を強く求めていた^[9]。しかし、運動が一向に収まる気配がなく、5月15日遂に内田康哉外相が中国各地の領事宛てに訓令を出され

[1] 『大公報』（天津），1923年4月15日

[2] 同上，1923年4月16日

[3] 同上，1923年4月7日

[4] 同上，1923年4月13日

[5] 同上，1923年4月19日

[6] 同上，1923年7月13日

[7] 『益世報』，1923年5月23日

[8] 天津市档案馆等編集、『天津商会档案彙編』第四冊，天津人民出版社，1992，P4894

[9] 中国第二歴史档案馆、『中華民国史档案史料彙編』（第三輯）江蘇古籍出版社，1991，P645

た。所謂「五・一五訓令」の中には「一面鎮圧取締に就いては、地方責任官憲をして励行の要を十分自覚せしめる」や「該運動が直接本邦人又は其之事業財産に対し何等暴力乃至阻害を与ふるに居たりたるときは、事の大小を問わず直ちに真相を明らかにして、(中略)責任官憲に対し嚴重善後措置を要求」といった内容であった^[1]。「五・一五訓令」に基づき、5月下旬公使小幡酉吉が上海総領事に各国領事に事情説明をするよう指示を出したほか、中国政府に日貨排斥運動に対する取締を強く求め、反日運動を煽る一切の公私団体の活動を禁止するよう要求もした^[2]。

また、日本の商業団体も活発に動いた。天津日本人商業会議所が6月中旬に評議員会議を開き、中国政府に嚴重抗議し、日貨排斥の取締のために圧力をかけるよう日本当局に要請した^[3]。7月初め、日本商業会議所連合会長田辺輝雄が中国総商會長に手紙を宛て、「此度各地の運動は両国間の通商航海条約を踏躪るものであり、国際信義を蔑ろにした不法行為である。経済絶交は戦争よりも嚴重で極端な行動であり、その結果は日中国交を傷つけるのみ」と警告し、「各地商会及びその他一般商民に対し、是等運動は貴国商民真の利益に背くものであることを力説し、終息せしめることを望む」と求めた^[4]。

日本当局による外交圧力、及び民間団体による陳情などが中国に大きな圧力をかけることになり、北洋政府の日貨排斥運動への方針に少なからぬ影響を与えてしまった。

3. 北洋政府の方針転換——黙認・支持から取締へ

前述の通り、直隸省長王承斌が一時日貨排斥に同情の態度を取っていた。実は、王以外に曹銳(1918 - 1922年の直隸省長)の長男曹士琦(陸軍第二十六師団長)も5月31日午後9時ころに河北省にある曹邸で天津商会の宋則久・王卓忱二名を招待し、「愛国の為に兩名等が不断の活動を続け居るの勞を犒ひ且自分各運動に参加し共に尽力し度希望は有しけれども家嚴(父曹銳)の手前表面を為すこと能はざるに依り其意を諒せられ度し然れ其裏面に於いては出来得る限り物質上の援助を成す可し」と述べた^[5]。それ以降、双方の連携が緊密化し、曹氏が各団体に大量な宣伝ビラを提供していた。このように、最初の北洋政府は運動に対し、黙認・支持の態度であったが、それほど長くは続かず、日本からの圧力が強くなるにつれ、その態度が急に変わったのである。

五・七国恥記念日が近づくにつれ、天津での日貨排斥運動は更に高まる気運の動きが始めた。5月初めに天津警察庁が「日本人の交渉」を理由に、二十一個条撤廃及び日貨排斥関係の宣伝ビラの貼付け禁止令を発した^[6]。これより以降、警察庁が本格的に運動の締付けに乗り出したのである。国恥記念日を記念すべく、団体代表会が5月7日に各店舗に一日休業させ、示威運動を起こそうと計画していた。商会も連携を取り、商店に呼びかけていた。このような緊迫状況に面しては、天津警察庁が慌てだし、5月6日に「各商民が罷業行為を起こせば、社会秩序の攪乱になりかねなく、禁止する」^[7]といった趣旨の通告を天津商会に送った。恫喝を受けた商会は止むを得ず各店に「罷業防止」の通知を出すことになった。5月7日、罷業阻止のため、警察庁長楊以德が天津五区署長を集め、「商民がやろうとする罷業は公安に害するものである」として、「各商店に正常営業しなくてはいけない」と命じるよう各署員に伝えた^[8]。このような厳戒態勢の中で、5月7日の罷業

[1] 『日本外交文書』1923年第2冊, P152

[2] 韓信夫・姜克夫編, 『中華民国大事記』第二冊, 中国文史出版社, 1997, P44

[3] 『支那時報』, 1923年第13号, P15

[4] 『申報』1923年7月2日

[5] 上海日本商業会議所調査, 『二十一個条問題に関する排日状況第一輯』1923, P593

[6] 『大公報』(天津), 1923年5月2日

[7] 天津市档案馆等編集, 『天津商会档案彙編』第四冊, 天津人民出版社, 1992, P4894

[8] 同^[6], 1923年5月8日。

運動が実現できなかった。

以上を見てきたように、「奸商」の攪乱や抵抗、政府からの圧力、並びに商会の妥協によって、天津での日貨排斥が6月になってかなり弱体化してきた。6月中旬、直隸省實業庁から「各同業公会及び各公司・工場が社会秩序を第一にし、大局を邪魔してはならない」^[1]との通達が出された。また、警察庁も取締を本格的に画策しはじめ、遂に7月初めに直隸省各区の警察署に「日貨排斥取締に関する訓令」^[2]を出した。ここに来て、日貨排斥運動が正式に取り締まられることになった。

IV運動の経済効果及びその影響

日貨排斥運動の経済効果をめぐって、日中の研究で過小評価または過大評価という真つ二つの意見が見られる。紙面制限の関係でここで展開しないが、概して長期的には効果が小で、短期的には効果が大であることが言える。1923年の日貨排斥運動が日本に経済的ダメージを与えることについても、短期的に大きな効果があった。まず全国レベルで言えば、日本側の統計によっては、1922年の対中輸出額33,352万円から1923年の27,219万円に減り、減り幅は18.4%もあった。その中に於いて日貨排斥の影響が大きいことが明白である。

次に「大阪商船会社」と「近海郵船会社」二社の対天津輸出量の変化から今回の日貨排斥運動の経済効力を見てみよう。このデータは二社が1922と1923両年度の運動が一番激しかった4月～6月中旬までの対天津貨物輸出量である^[3]。

図 1-1 「大阪商船会社」 月度輸出量 単位：トン

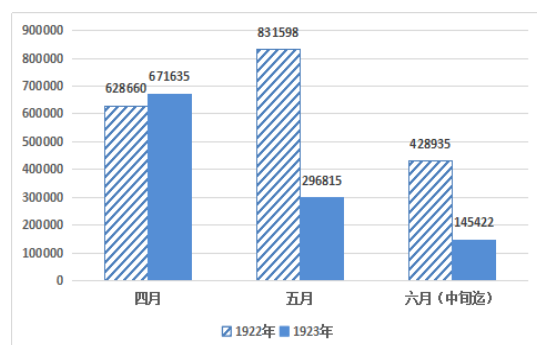


図 1-2 「大阪商船会社」 4～6 月中旬迄の輸出総量単位：トン

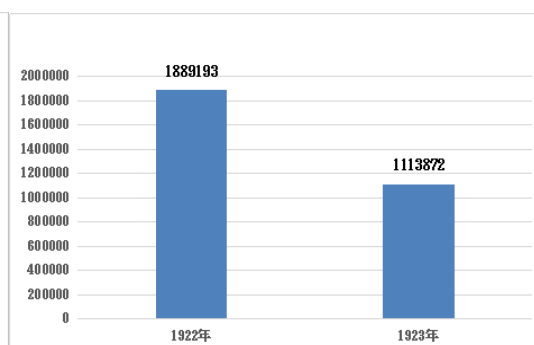


図 2-1 「近海郵船会社」 月度輸出量 単位：トン

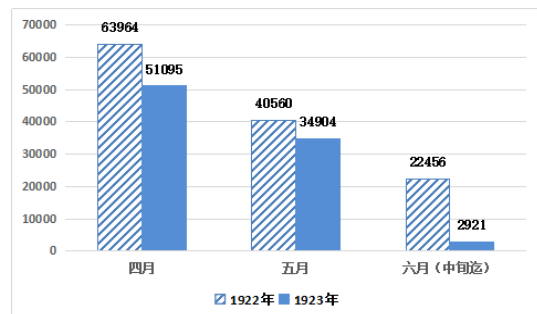
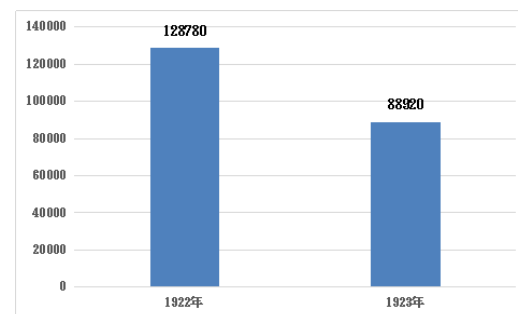


図 2-2 「近海郵船会社」 4～6 月中旬迄の輸出総量 単位：トン



上記二組のデータから二社が1923年の対天津貨物輸出量が前年度同期に比べ、孰れも大きな減少が見られた。4～6月中旬迄の輸出総量から見れば、大阪商船会社には775,321

[1] 天津市档案馆等編集、『天津商会档案彙編』第四冊，天津人民出版社，1992，，4898

[2] 『大公報』（天津），1923年7月2日

[3] データは上海日本商業会議所調査，『二十一個条問題に関する排日状況第一輯』1923，P603-626より

トン、近海郵船会社には 39,860 トンの減少があり、それぞれの減少幅は 41.0%と 30.9%もあった。また、当時の対中国輸出品の中において、綿糸と綿布が三分の一を占め、主な輸出先が上海と天津であった。1922 年日本から天津に輸出された綿製品が 1007 匹（中国単位）があったのに対し、1923 年は 877 匹にまで減り、12.9%の下げ幅となった^[1]。

日貨排斥運動が日本の対中貿易に大きなダメージを与えた一方で、中国商品にいいチャンスを生出すことになっていた。天津を例にすると、日貨排斥が展開されて以来、日本の綿製品が殆ど売れなくなったが、国産品の売りが可成り好調であった。また、この間に天津商会の呼びかけに応じ、民族資本の投資によって数多くの工場が設立されていた。6月18日、劉思源によって硫酸・塩酸・硝酸原料生産の工場が立上がった。20日、包帯や脱脂綿等医療品生産の工場が天津衛生医薬房によって設立された。そして、天津農商部の統計によると、1923 年で設立した一万元資本を超えた工場は「一大皮革」・「嘉瑞面粉」などが挙げられる^[2]。つまり、民族工業の発展は日貨排斥の経済効果のもう一面であったと言える。

おわりに

以上を見てきたように天津商会が華北地域における規模が最大、経済実力も最強の商業組織として、天津での日貨排斥のリーダーシップを取っていた史実があった。今回の運動は最終的に政府に取り締まられていたが、日本の対中貿易特に輸出に大きなダメージを与え、中国の民族資本の成長にパラス的であった。なお、今回の運動は近代中国に於ける一連の日貨排斥運動の一環としてとらえることができ、組織面の強化や民間勢力の育成などの観点からは、後年の日貨排斥については 1931 年「満州事変」が発端となった最大規模の日貨排斥に繋がっていたのである。本稿は天津商会を視点に天津に焦点を絞って考察したものであるが、違う視点または違う地域乃至全国レベルを対象として研究する余地がまだ大きい。これらを課題として十分に意識して今後の研究を進めたい。

参考文献

- [1] 『大公報』（天津）第 65、66、67 冊，人民出版社，1982.
- [2] 『申報』第 190、193 冊，上海書店出版社，1982.
- [3] 『益世報』第 45、46、47 冊，南開大学出版社・天津古籍出版社・天津教育出版社，2004.
- [4] 郭鳳岐・陸行素，『益世報天津資料點校彙編』，天津社会科学院出版社，2001.
- [5] 天津市档案馆・天津社会科学院歴史研究所・天津市工商業連合会編。『天津商会档案彙編』第 4 冊，天津人民出版社，1992.
- [6] 中国第二歴史档案馆編，『中華民国史档案資料彙編』第三輯，江蘇古籍出版社，1991.
- [7] 近代史資料編輯組，『近代史資料』第 58 号，中国社会科学出版社，1985.
- [8] 李新・韓信夫・董克夫，『中華民国大事記』第 2 冊，中国文史出版社，1997.
- [9] 孫德常・周祖常，『天津近代經濟史』，天津社会科学院出版社，1990.
- [10] 顧明義・張徳良・楊洪範・趙春陽，『日本侵占旅大四十年』，遼寧人民出版社，1991.
- [11] 支那時報社，『支那時報』1923 年第 13 号，1923.
- [12] 日本外務省，『日本外交文書』1923 年第 2 冊，1979.
- [13] 上海日本商業會議所調査，『二十一個問題に関する排日状況第一輯』，1923，

[1] 孫德常・周祖常編，『天津近代經濟史』，天津社会科学院出版社，1990，P193

[2] 近代史資料編輯組編，『近代史資料』第 58 号，中国社会科学出版社，1985，P237、239